

○ 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）（抄）

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表 1～3 （略） 4 重度療養管理（1日につき） 注 （略） 5～17 （略） <u>120単位</u>	別表 1～3 （略） 4 重度療養管理（1日につき） 注 （略） 5～17 （略） <u>123単位</u>